岩手県九戸村地域おこし協力隊募集要項

1. 募集隊員の活動内容

九戸村は、北上山地の北部に位置する四季豊かな人口 5,600 人の小さな村です。ヒメホタルが 乱舞する眺望豊かな折爪岳や水芭蕉や睡蓮が咲き乱れる四季の美しい自然に恵まれ、森林資源を生 かした工芸品も有名です。ブロイラー産業も盛んで鶏肉の生産量は岩手県No.1 (岩手県は全国第三 位)であることから、「キングオブチキン九戸」を全国に発信しています。また、日本一の生産量 を誇る「甘茶」や「山わさび」の産地で、夏には九戸祭り、秋にはかぼちゃ祭りで賑わい、戦国時 代最後の武将・九戸政実は、九戸村が生誕の地として地域の誇りです。

しかし、一方で、人口減少と少子化は九戸村でも著しく、近年、さまざまな課題が山積している中で、九戸村としては、初めて地域おこし協力隊を募集し、地域に活力を呼び込むことを期待します。

主に次の業務を想定していますが、本人の関心が高い分野があれば、面談のうえ、本人の希望を 優先いたします(複数の分野にまたがっても可能です。)。

- (1) 特産品開発と販路促進(特に通信販売の展開など)
- (2) 体験交流プログラムの企画と実施
- (3) 甘茶や山わさびなど特色ある農産物の生産拡大と普及活動
- (4) 自伐型林業の普及活動
- (5) 地域工芸品の技術伝承活動
- (6) 県立伊保内高校生による地域活動のサポート
- (7) その他九戸村の発展に貢献できる地域活動 ※上記の業務内容について、具体的には、九戸村ホームページをご覧ください。

2. 募集人数

10名

3. 採用・活動開始予定時期

令和3年4月1日

4. 募集対象者

次の全ての要件に適合する方を対象とします。

- (1) 令和3年3月31日時点で18歳以上の方
- (2) 九戸村に居住し、住民票の異動ができる方
- (3) 現在、過疎地域(過疎地域自立促進特別措置法に指定された過疎及びみなし過疎、一部過疎の地域)に居住していない方 ※総務省 HP 参照
- (4) 普通自動車運転免許を有する方(AT限定可)
- (5) 日頃からパソコン、スマートフォンを使用している方
- (6) 九戸村民と協力して、地域を元気にできる意欲的な方

5. 勤務•雇用条件

(1) 雇用関係の有無 有

(2) 主たる勤務場所 九戸村内(九戸村役場又は公共的施設)

(3) 雇用形態・期間 九戸村会計年度任用職員として村が雇用

(1年契約とし3年を限度とする。)

(4) 勤務日・勤務時間 原則週 5 日・8:30~17:15(昼休憩 1 時間)

ただし、業務により、土日祝日勤務又は夕方以降の勤務もあります。

(その場合、振替休日又は振替時間休取得となります。)

6. 給与及び福利厚生

(1)報酬月額188,700円(賞与年2回) ※昇給なし(2)社会保険 健康保険、厚生年金、雇用保険加入

(3) 住居 村が用意しています。ただし、自らの負担でその他の住宅を探しても構

いません。

(4) 活動車両 任期中、軽自動車又は軽トラックを村が用意します(生活に必要最低限

での私事使用可)。

(5) 兼業従事 地域おこし協力隊員としての業務の延長である場合、又は著しく業務の

支障をきたさない場合に限り兼業を認めます。

7. 申込方法・申込〆切

(1) 次の申込書類を提出のこと。

① 九戸村地域おこし協力隊応募用紙(別紙)

(2) 書類提出先は、次のとおり

〒028-6502 九戸村伊保内 10-11-6 九戸村役場 総務企画課 あて

(3) 書類提出の締切は、令和3年2月8日(月)とし、当日必着のこと。

8. 選考審査及び採用方法

- (1) 書類審査により、1次選考通過者を決定し通知します。
- (2) 1次選考通過者を対象に、おおむね次の日程で面談を行います。
- (3) 面談は九戸村内で行うこととし、住居地から九戸村までの往復交通費及び宿泊費は、実費で村が支給します。なお、事情により、どうしても来村できない場合は、オンラインで面談を行うことがあります。
- (4) 上記の面談を踏まえ、採用の可否及び業務内容を決定し、通知します。

9. 着任方法

- (1) 着任に係る引っ越し費用(着任交通費、引っ越し代金、備品購入費)は、20万円を限度に村が経費を補てんします。
- (2) 令和3年4月1日に辞令交付式を行う予定ですので、前日までに引っ越し等を完了してください。

10. お問合せ先

九戸村総務企画課 電話 0195-42-2111 内線 171·172(担当:関口)